各務原国際交流サロン事業実施要綱

（平成１４年２月１３日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内で生活する外国人への情報提供等を通じ、外国人にも暮らしやすいまちづくりに努め、在住外国人の社会参加を促進し、もって本市の国際化を推進するため、各務原国際交流サロン（以下「サロン」という。）事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（場所）

第２条　サロン事業は、各務原市産業文化センターの６階で実施する。

（事業）

第３条　サロンでは、主として次の事業を行う。

（１）外国人のための生活相談、市政案内等の実施に関すること。

（２）海外情報及び国際交流イベント情報等の提供に関すること。

（３）談話コーナーその他の交流の場の提供に関すること。

（利用時間）

第４条　サロンの利用時間は、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日までの日をいう。）を除く平日の午前８時４５分から午後４時３０分までとする。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

（市民の利用）

第５条　市民は、サロンを国際交流に関する情報交換の場として、利用時間内に自由に利用することができる。

（利用の制限）

第６条　サロンを利用する者は、サロンの健全で開放的な雰囲気を保つため、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）他人に迷惑又は危険となる行為

（２）附属設備等の不正使用

（３）施設内における物品の展示若しくは販売又はこれに類する行為

（４）施設内における喫煙又は飲酒

（５）施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為

（６）その他職員の管理上必要な指示に反する行為

２　利用者が前項各号の規定に違反した場合は、職員はその行為を止めるよう指示し、これに従わないときは、サロンの利用を中止することを命ずることができる。

（損害の賠償）

第７条　サロンの利用者が故意若しくは過失によりサロンの施設若しくは附属設備等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は不正使用により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（所管）

第８条　サロン事業は、産業活力部観光交流課の所管とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１４年２月１３日から施行する。

附　則（平成２２年２月２３日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２９年９月１９日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和３年９月１７日決裁）

この要綱は、令和３年９月２１日から施行する。

附　則（令和８年６月２４日決裁）

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。